

持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金とは？

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

給付額

中小法人は 200万円 まで、個人事業者は 100万円 まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■給付額の計算方法

給付額 = 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

※計算の対象とする月は、2020年1月～12月のうち任意のひと月を事業者にて選択。

給付対象

- ◆ 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ◆ 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ◆ 資本金10億円以上の大企業等を除く、商工業、農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人を広く対象とします。また、農事組合法人、協同組合など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

申請期間

給付金の申請期間は、令和2年5月1日から令和3年1月15日までです。

申請方法

Web上での申請を基本としますが、感染症対策を講じた上で利用可能な※事前予約制の申請支援サポート窓口が設置されます。(肝属管内会場：鹿屋商工会議所)

※予約：Web【<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>】 電話【☎0570-077-866】

お問合せ(相談ダイヤル)

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

【IP電話専用回線】03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 (5・6月は毎日、7～12月は日曜から金曜まで)

その他、詳細情報につきましては、持続化給付金サイトまたは経済産業省ホームページをご確認ください。
(検索Q:「持続化給付金」)